

情報保護評価指針 (内閣官房案)の概要

内閣官房社会保障改革担当室



目次

第 1	情報保護評価とは	3 頁
第 2	情報保護評価の評価軸・目的	4 頁
第 3	情報保護評価の実施主体	5 頁
第 4	情報保護評価の対象	6 頁
	特定個人情報ファイルの範囲	
第 5	情報保護評価の実施時期	9 頁
	情報保護評価実施後の再評価等	
第 6	情報保護評価実施の仕組み	12 頁
	①しきい値評価	
	②重点項目評価	
	③全項目評価	

第1 情報保護評価とは

- 番号制度は、国民の利便性の向上、行政運営の効率化などを目指し、導入される制度である。
- しかしその一方で、番号制度導入により、個人のプライバシー等に対する懸念が生じることが考えられる。
- そこで、これらの懸念を踏まえ、国民の特定個人情報が適切に取り扱われる安心・信頼できる番号制度の構築のために、特定個人情報ファイルが取り扱われる前に、個人のプライバシー等に与える影響を予測・評価し、かかる影響を軽減する措置を予め講じるよう、情報保護評価を実施する。
- 情報保護評価は、諸外国で採用されているプライバシー影響評価 (Privacy Impact Assessment) に相当するものである。
- 委員会は、少なくとも三年ごとに本指針について再検討を加え、必要があるときは、これを変更するものとする。



第2 情報保護評価の評価軸・目的

- 情報保護評価の評価対象を、「個人情報」保護にとどまらない、国民の「プライバシー」保護とする。
- 加えて、個人の財産上の利益その他法的に保護される権利利益を害するおそれが考えられる場合などは、必要に応じ、かかる権利利益に対する保護も対象。
- 情報保護評価の目的
 - ① 事後的な対応にとどまらない、積極的な事前対応を行う
 - ② 情報保有機関が国民のプライバシー等の権利利益保護にどのように取り組んでいるかについて、情報保有機関自身が宣言し、国民の信頼を獲得する



第3 情報保護評価の実施主体

1 情報保護評価の義務付け対象者

義務付け対象者

行政機関の長(※1)

独立行政法人等

地方公共団体情報システム機構(※2)

情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者

地方公共団体の長その他の機関

地方独立行政法人

非義務付け対象者

情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行わない事業者

※1 情報提供ネットワークシステム運営機関及びマイ・ポータル運営機関を含む

※2 個人番号とすべき番号の生成機関

2 情報保護評価の実施者

○原則、特定個人情報ファイルの保有者が情報保護評価を実施する。

○特定個人情報を取り扱う個人番号利用事務に係る権限の一部又は全部を、法令等に基づき、他の行政庁に委任している場合や、複数の機関で特定個人情報ファイルを取り扱うシステムを共有している場合がある。このような場合は、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策を把握し、記載内容に責任を担う立場にある者が情報保護評価を実施する。

第4 情報保護評価の対象

情報保護評価の対象とその単位

○情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システム。

○基本的には、番号法の別表第一に記載されている事務ごとに評価する。

※ただし、別表第一の項ごととすると、一つの評価書に多数のシステムを記載しなくてはいけない場合や、逆に複数の項をまとめて記載した方が分かりやすい場合などは、別表第一の事務を分割又は統合した事務ごとに評価する。

※また、別表第一に記載のない業務・システムについても、特定個人情報ファイルを保有する場合は、情報保護評価を実施する必要がある。

情報保護評価の義務付け対象外

○以下の業務・システムは、義務付け対象外。

- ① 手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）を取り扱う業務・システム
- ② 対象人数が1000人未満の業務・システム
- ③ 職員又は職員であったものの人事、給与、福利厚生に関する事項を記録した特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システム
- ④ ③に準ずる医療保険にかかる事項を記録した特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システム
- ⑤ 情報提供ネットワークシステムを使用する事業者が保有する、情報提供ネットワークシステムと接続しない業務・システム
- ⑥ 公務員又は公務員であった者の共済にかか
- ⑦ 会計検査院が検査のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う業務・システム